○農林水産省告示第二千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十年十月二十九日農林水産省告示第千六百七十七号、平成十年五月十四日農林水産省告示第七百四十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年十二月三日農林水産省告示第千八百十七号、平成十年八月十二日農林水産省告示第千百九十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百三十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名
400205	古井　竜平
410397	布川　洋
410399	宮嶋　力
410401	五上　達也
410403	須藤　法幸
410405	伊藤　星児
410407	石井　輝昭
410409	柴田　修一
410411	久保田広和
410413	関野　佑也
410415	伊藤　智昭
410417	仲下　聖治
410419	村部　順一
410421	大舘　健児
410423	青木　孝保
410425	森山　忠明
410427	大内　純子
410429	向井　節郎
410431	金丸　一馬
410433	三上　裕久
410435	佐藤　智樹
410437	山本　修矢
410439	栗本　耕平
410441	城戸　圭一
410442	森田　崇志
410440	大宮　裕喜
410438	北村　智宏
410436	高崎　栄一
410434	浅野　洋平
410432	高居　和樹
410430	浦田　裕子
410428	辻本　暁和
410426	山口　能孝
410424	小西　克人
410422	高卯　和博
410420	関山　浩司
410418	難波以知朗
410416	下元　経暖
410414	山﨑　正登
410412	長﨑　一路
410410	山之内謙太郎
410408	久馬　晋一
404194	佐藤　隆
410398	大草　昭人
410400	竹田　亨
410402	近藤　士起
410404	鳥居　健治
410406	渡辺真一郎